株式交換に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2024 年 12 月 16 日
株式会社ＣＬホールディングス
株式会社ＣＤＧ

2024年12月16日

東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社ＣＬホールディングス
代表取締役社長　内川淳一郎

大阪市北区梅田二丁目5番25号
株式会社CDG
代表取締役社長　小西秀央

株式交換に係る事後開示事項
（会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める書面）

株式会社ＣＬホールディングス（以下「ＣＬホールディングス」といいます。）及び株式会社CDG（以下「CDG」といいます。）は、2024年10月9日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年12月16日を効力発生日として、ＣＬホールディングスを株式交換完全親会社、CDGを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

１．株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2024年12月16日

２．株式交換完全子会社における会社法第784条の２、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（１）会社法第784条の２の規定による手続の経過
会社法第784条の２の規定による請求を行ったCDGの株主はおりませんでした。

（２）会社法第785条の規定による手続の経過

CDG は、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 10 月 10 日付及び同年 11 月 26 日付で、本株式交換をする旨並び株式交換完全親会社であるＣＬホールディングスの商号、住所及び買取口座を電子公告により公告いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行った CDG の株主はおりませんでした。

（3）会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（4）会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3．株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

ＣＬホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

（2）会社法第 797 条の規定による手続の経過

ＣＬホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 10 月 9 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である CDG の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、ＣＬホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

（3）会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

４．株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりＣＬホールディングスに移転した CDG の株式の数は、本株式交換によりＣＬホールディングスが CDG の発行済株式の全部（ただし、ＣＬホールディングスが所有する CDG 株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の CDG の発行済株式総数からＣＬホールディングスが所有する CDG の株式の数を除外した 414,379 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記５．（４）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

５．その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

（１）ＣＬホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をＣＬホールディングスに通知したＣＬホールディングスの株主はおりませんでした。

（２）CDG は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

（３）CDG の普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において 2024 年 12 月 12 日付で上場廃止となりました。

（４）CDG は、2024 年 11 月 20 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点をもって、基準時の直前の時点において所有していた自己株式 586,213 株のすべてを消却いたしました。

（５）ＣＬホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる直前時における CDG の普通株式の株主（ただし、ＣＬホールディングスを除きます。）に対して、その所有する CDG の普通株式 1 株につきＣＬホールディングスの普通株式 1.72 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、ＣＬホールディングスが、本株式交換に際して、割当交付した普通株式の数の合計は 712,731 株です。

（６）本株式交換に伴い増加したＣＬホールディングスの資本金及び準備金は、以下のとおりです。

① 資本金：0円

② 資本準備金：会社計算規則に従いＣＬホールディングスが別途定める金額

③ 利益準備金：0円

以上